一般名処方加算について

通常処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名「有効成分の名称:後発医薬品(ジェネリック)]で記載している場合があります。

当院ではお薬を処方する際、基本的に一般名で処方させて頂いております。

●一般名処方加算1(7点) 2024年6月より(10点)へ変更 処方薬が2品目以上かつ、

後発医薬品(ジェネリック)のある **全ての処方薬**が一般名処方されている場合

●一般名処方加算2(5点) 2024年6月より(8点)へ変更 処方薬が1品目でも一般名処方されていたものが含まれている場合

記載例1) ロキソニン(商品名) \rightarrow ロキソプロフェンナトリウム(一般名:ジェネリック) 記載例2) ベガモックス点眼液(商品名) \rightarrow モキシフロキサシン点眼液(一般名:ジェネリック)

※後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性が同等なおくすりです。厳しい試験に合格し、厚生労働大臣の承認を受け、国の基準、法律に基づいて製造・販売されています。

さらに、製品によっては、服用しやすいように大きさや味・香りなどを改良したジェネリック医薬品もあります。 新薬に比べ開発費が少ないために、新薬より低価格なおくすりです。

一般名での処方を希望されない場合は診察室にて医師へお申し出ください。